

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第10節 健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき審査を行った。

第4 審査の主な実施内容

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が財政健全化法に基づき適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿及び資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

審査実施日程 令和7年7月14日から同年8月4日まで

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率の概要及び意見は次のとおりである。

1 健全化判断比率

令和6年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、第1表のとおりである。

令和6年度決算において、実質赤字及び連結実質赤字は発生していない。

実質公債費比率は5.2%で、前年度と比較して0.3ポイント上昇した。

将来負担比率は38.8%で、前年度と比較して11.7ポイント上昇した。

第1表 財政健全化法第3条第1項に定める健全化判断比率 (単位：％)

項 目	本市の状況		法に定める基準（令和6年度）	
	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.82	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.82	30.00
実質公債費比率	5.2	4.9	25.00	35.00
将来負担比率	38.8	27.1	350.00	

※ 実質赤字額及び連結実施赤字額がない場合は、「－」で表記した。

2 資金不足比率

令和6年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率の状況は、第2表のとおりである。すべての公営企業会計において資金不足は発生していない。

第2表 財政健全化法第22条第2項に定める資金不足比率 (単位：％)

会計名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
観光施設事業特別会計	—	—	20.0
地方卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
三本松地区宅地整備事業特別会計	—	—	20.0
工業団地整備事業特別会計	—	—	20.0

※ 資金不足が発生していない場合は、「－」で表記した。

3 審査意見

健全化判断比率については、いずれの比率においても早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はなかった。なお、実質公債費比率及び将来負担比率が上昇しており、今後、会津若松地方広域市町村圏整備組合における廃棄物処理施設等整備に伴う負担金の増等が見込まれることから、市債管理に十分留意されたい。

資金不足比率については、全ての会計において資金不足額は生じておらず、資金不足比率は算定されないことから、特に指摘すべき事項はなかった。

引き続き各会計においては、独立採算制の原則に則り、健全な経営に努められたい。